

健康診断受診票～ご記入の注意点～

P. 3 「Ⅲ 業務歴」記載時は、以下を参考にしてください。

- 1 : これまでに、**重量物の取扱いの業務経験**がありますか。
 - ・重量物の取扱いの業務とは
30kg 以上の重量物を 1 日約 2 時間（労働時間の 30%）程度、
または、20kg 以上の重量物を 1 日約 4 時間（労働時間の 50%）程度取り扱う業務
- 2 : これまでに、**粉塵の取扱いのある業務経験**がありますか。
 - ・粉塵の取扱いのある業務経験とは
石綿、木炭、土石、鉱物、鉱石、金属、等の塵埃又は粉末を著しく飛散する場所での業務
- 3 : これまでに、**激しい振動を伴う業務経験**がありますか。
 - ・激しい振動を伴う業務経験とは
チェーンソー、削岩機、等の振動工具を使用する業務
- 4 : これまでに、**有害物質の取扱いのある業務経験**がありますか。
 - ・有害物質の取扱いのある業務経験とは
水銀、砒素（化合物）、弗化水素、塩素、酸（塩酸、硝酸、硫酸）力性アルカリ、等の取扱業務や
特殊健康診断（有機溶剤、鉛、特定化学物質）を受診した事がある方
- 5 : これまでに、**放射線の取扱いのある業務経験**がありますか。
 - ・放射線の取扱いのある業務経験とは
エックス線装置、ガンマ線照射装置、放射性物質、原子炉、等での取扱い業務

